

(平成23年8月16日)  
 質問者 公明党 吉井 透 委員

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 泊発電所3号機に関する考え方について</p> <p>(一) 緊急安全対策などについて                  道は、5月17日、泊原発の緊急安全対策などに関する国からの説明の際、福島第一原発の事故における地震の影響や、停止要請された浜岡原発と泊原発との扱いが異なる根拠の2点について、質問を出されました。                  これ以降、知事は、先の定例道議会における、わが党の質問などに対して、泊原発の運転再開については、「安全規制を担う国において、責任のある説明をしていただく必要があり、その説明内容などを踏まえて、考え方を整理する」などと再三答弁されていますが、未だに国からの回答はなされていません。                  その後も、営業運転をめぐる「泊原発3号機の取り扱い」については、知事は定例会見などで、この2点の条件に言及されて「そういったことを体系的に整理していくことが重要だ」などと述べられております。                  泊原発3号機の営業運転を判断するに当たっては、国に対して説明を求めている、この2点の質問に対する回答を踏まえて検討するべきと考えますが、知事の所見を伺います。</p> <p>(指摘)                  知事は、現在停止中の1号機、近く点検に入る予定の2号機と、現に動いているという認識の3号機を区別して考えるという答弁であったかと思いますが、今、泊3号機は全国の原発の営業運転の先鞭をつけるか否かという局面であると考えております。                  これまでの再稼働を判断することと同じくらいの重みをもつ判断となり、たとえ現に動いていて再稼働に当たらないと国が返答した3号機であっても、2点の質問に対する明確な国の説明を得る、経産大臣にそうした質問をぶつけると言うことがあっていいのではないかと思います。それから営業運転の判断をしても遅くはなく、道民の安心に資するものと考えます。</p> <p>(二) 周辺4町村の意向について                  泊原発3号機の営業運転への移行に関する、周辺4町村の意向について確認したところ、「道としては、今日の議論を踏まえて道の考え方を整理し、国に伝える過程において、4町村に確認していく」との答弁がありました。                  それでは、知事は、現時点においては、これらの地元意向について、未だ把握されていないということであるのか、伺います。                  また、これに限られた4町村のみならず、今後EPZの対象範囲の拡大することも視野に入れていることを考えるとき、できるだけ数多くの地域の方々の意向にも十分に把握すべきものと考えます。                  併せて知事の所見を伺います。</p>	<p>(知 事)                  泊3号機の営業運転についてでございますが、道といましては、これまで原子力発電所の再稼働に関して、浜岡原発と泊発電所の扱いが異なる根拠などについて、国から責任ある説明をしてもらう必要があると再三にわたって申し上げてきたところであります。                  こうしたなか、国においては、調整運転中の泊3号機については再稼働にあたらぬと改めて整理をされたところであり、いわゆる営業運転により稼働中の原子力発電所と同様の位置づけと示されたものと考えているところであります。                  一方で、泊3号機はストレステストの二次評価の対象とされ、安全性の向上と国民・住民の方々の安心・信頼の確保のため、地震、津波、これらの複合事象などに対する安全性に関する総合的な評価がなされ、その結果について、原子力安全・保安院と原子力安全委員会がダブルチェックを行い、政府として、継続運転の可否を判断することとされたところであります。                  このようなことから、これまで国に照会してきた事項については、現時点では、その回答を求めることは要しないものと考えているところであります。</p> <p>(知 事)                  4町村の意向についてでございますが、道では、9日に国からの回答を受け、速やかに、地元4町村はもとより後志管内市町村に情報提供したところであり、今後につきましては、本日の当委員会におけるご議論を踏まえ、道の考え方を整理をし、国にお伝えをしていきたいと考えているところであります。                  その過程において、安全協定を締結しております4町村との間では、営業運転への移行が再稼働にあたるかどうかについて、共通の認識に立つ必要があると考えており、道の考え方について4町村に確認しながら、今後の対応を進めて参る考えであります。                  また、後志管内の市町村の方々についても、泊発電所における緊急安全対策など4町村が得ているものと同様の情報を提供をいたしているところであり、今後においても、泊発電所に関する道の考え方などについて、迅速な情報提供を行った上で、道の考え方を国に対し、示してまいりたいと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(三) 道民への情報提供について  現在、泊原発問題は、全国の原発の営業運転にかかわる極めて重大な問題であり、また、福島第一原発の事故などから、多くの道民が未だ不安を抱えています。  従って、4町村の意向のみならず、道民に対しても、北海道行政基本条例に基づき、分かりやすく丁寧な情報提供を行い、十分に理解を得る必要があると考えます。  そもそも、この北海道行政基本条例の第4条第3項には、「道は、行政運営及び政策の基本的な方針などの立案に当たっては、その案の内容その他必要な情報を公表し、道民の意見を求めるとともに、その意見に対する道の考え方を公表しなければならない。」などと、一歩も二歩も踏み込んだ取り組みをすべきものとされており、単なる説明や情報提供では、済まされないものと考えますが、知事の所見を伺います。</p>	<p>(知 事)  道民への情報提供についてのご質問でございますが、道といたしましては、これまで、北電が行った事故発生後の泊発電所における緊急安全対策の内容とともに、道と地元4町村で実施をした立入調査の結果などについて、道のホームページに掲載をし、広く道民の皆様方に情報提供を行っているところであります。  道といたしましては、今回の福島第一原発の事故を受け、原子力発電所は安全性の確保が極めて重要であり、安全対策には、万全を期す必要があるものと考えているところであり、今後とも、必要な情報について、積極的、かつ、速やかな提供に努めるとともに、道民の皆様方のご理解を得ていく必要があるものと考えているところであります。</p>
<p>(四) 回答時期について  報道によると知事は、「1日も早く回答を出したい」などと発言されており、回答を急ぐ理由を質したところ、「経産大臣から、できる限り早く集約していただきたい旨の連絡があったこと」、「道としては、調整運転が長く続くことは、望ましいものではないと考えている」などと危機管理監からご答弁がありました。  緊急安全対策などに関する国への質問に対して未だ説明がなされていないこと、地元や道民の理解を十分に得られていないなど、知事が営業運転再開への判断をされるに当たっては、未だ条件が整っていないもの考えますが、改めて、知事が回答を急ぐ理由を伺います。</p>	<p>(知 事)  国への回答についてであります。既に泊3号機の最終検査については、原子力安全・保安院の検査に加え、その検査結果について原子力安全委員会での確認を終えているところであり、10日夜、経済産業大臣から私に対し、「地元の判断は大切なので、それを待つ。できる限り早く集約していただきたい」旨の連絡があったところであります。  道としては、こうしたなか、現在の調整運転が長く続くことは望ましいものではないことから、できるだけ早期に結論を得る必要があるものと考えているところであります。</p>
<p>(一) 一 再  知事は先の定例道議会などでも、泊原発の運転再開について、「国においてしっかりと責任ある説明をしていただく必要がある。その内容を踏まえて考え方を整理する。何よりも安全性の確保が不可欠で、安全対策に万全を期す必要があるとともに、国際的にも信頼性を高めて行くことが重要」などと再三述べられています。  福島原発の事故以来、原発に対する国民の目線は厳しさを増しており、事故に関する十分な情報公開や、将来にわたる安全対策の確立について、多くの道民の不安は解消されるに至っていないと考えます。泊原発の3号機の営業運転に対しては、様々な課題が解決されたとは言えない現状だと考えております。また、知事が示された2つの質問の回答がまだ未だ国から示されていないのであります。加えて、先に指摘したように、周辺町村のみならず、今後のEPZの対象範囲拡大に伴って影響を受ける広い範囲を対象にして、地域の方々からも意向を把握すべきものと考えます。  道として、このような中で、なぜ今、泊原発3号機の営業運転再開への判断・国への回答を急がなければならないのか。  いずれにしても、これらの課題がクリアされていない中で、慎重に対処すべきであると考えます。  再度、知事の所見を伺います。</p> <p>(指摘)  今回の判断について、知事がずっと言われている2つの条件、浜岡原発との違い、福島第一原発における地震の影響、これについて経産大臣に対してもう一度回答をいただくという時間をおいても良かったのではないかと私は思います。そうしてから、慎重な判断をされるということがあっても良いのではないかと私は思います。  3号機の運転再開について、本当に慎重に対処されるべきであることを再三強く指摘をさせていただきまして、私の質問を終わります。</p>	<p>(知 事)  泊3号機の営業運転についての再度のご質問でございますが、国においては、調整運転中の泊3号機については、再稼働にはあたらないと改めて整理され、ストレステストについても二次評価の対象とされたところであります。  道としては、原子力発電所の安全性の担保については、国の一定の見解が示されたことや、調整運転が長期にわたることは望ましくないことなどから、できるだけ早期に結論を得る必要があると考えているところであります。</p>

平成23年 産炭地域振興・エネルギー問題調査特別委員会 開催状況

(平成23年8月16日)  
質問者 公明党 吉井 透 委員

質問要旨	答弁要旨
<p>一 泊発電所3号機に関する考え方について</p> <p>(一) 国の対応等について 欠</p> <p>(二) 緊急安全対策の疑問点などについて 3月11日の福島第一原発の事故以降、国の対策が二転三転して被災された地域住民はもとより、国民の信頼は著しく失われて国際社会からの批判も受けることとなりました。極めて遺憾なことと考えています。 国には迅速かつ適切な対応が求められているところで、緊急安全対策の疑問点などについてですが、道は、5月17日、泊原発の緊急安全対策等に関する国からの説明の際に、福島第一原発事故における地震の影響、停止要請した浜岡原発と泊原発との扱いが異なる根拠の二点について質問を出されている。これ以降、再三のように、先の定例議会においても、この後の代表質問でも述べられていましたが、未だに回答がなされていないというふうに承知しております。 これについてはどのようになっているのでしょうか。また、回答がない中で、泊原発3号機の営業運転を容認できるのでしょうか。</p> <p>(三) 3号機に関する回答について 1・2号機と3号機は違うというお話だったと思うんですが、泊原発3号機の取扱いについて、知事は質問状を出されております。その回答がきていますが、これについてどのように受け止められているのでしょうか。</p> <p>(四) 最終検査の受検について 今回の泊原発3号機最終検査の受検について、まず、簡潔に経緯をお聞きします。 国から北電に対し要請があったのかどうかも含めて伺います。</p> <p>(五) 周辺4町村の意向について 泊原発3号機の営業運転への移行に関する周辺4町村の意向はどのように受け止められているのでしょうか。</p>	<p>(原子力安全対策担当局長) 二点の質問についてでございますが、道では、これまで原子力発電所の再稼働に関して、浜岡原発と泊発電所の扱いが異なる根拠などにつきまして、国から責任ある説明をしていただく必要があると答弁申し上げてきたところでありますが、未だ、回答がなされていない状況でございます。 ストレステストの導入によって、稼働中の原子炉につきましても、二次評価の対象とされ、総合的な安全評価を実施することとされたことを踏まえつつ、調整運転中の泊3号機が営業運転に移行することが再稼働に当たらないとすれば、浜岡原発と泊発電所の扱いが異なることなどの疑問点を、この時点で聞くことは要しないものと考えているところでございます。</p> <p>(原子力安全対策担当局長) 3号機の取扱いについてでございますが、国からの回答では、調整運転中の3号機は再稼働にあたらなると改めて整理するとともに、今般、原子力発電所の更なる安全性の向上と、安全性についての国民・住民の方々への安心、信頼のため、新たに導入されたストレステストの二次評価の対象となるとの見解が示され、3号機は、稼働させたまま二次評価を受け、安全性に関する総合的な評価がなされ、その結果により、継続運転の可否を、政府が判断するものと受け止めているところでございます。</p> <p>(原子力安全対策担当局長) 最終検査の受検についてでございますが、北電からは、国から7月8日に、泊3号機最終検査の受検指導があったこと、更に8月9日には、国から、泊3号機最終検査が未受検であるとの2回目の指摘を受けたところであり、北電としては、国からの指摘は、法律上の命令、指示ではないが、最終検査を受検することは事業者の法令義務であり、国からの二度にわたる指導・指摘は、監督を受ける立場の北電にとって重いことから受検することとしたと聞いています。 また、最終検査については、原子力安全・保安院の検査が、9日、10日に実施され、その検査結果につきまして、11日に原子力安全委員会の確認を終えているところでございます。</p> <p>(原子力安全対策担当局長) 4町村の意向についてでございますが、道では、9日に国からの回答を受け、速やかに、地元4町村はもとより後志管内市町村に情報提供したところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(六) 道民への情報提供について  現時点において、泊原発3号機の営業運転の問題は全国の原発の営業運転の前例をつけることになり極めて重大な問題だと考えています。したがって、北海道行政基本条例第3条2項の規定によって道民に分かりやすく情報提供すべきと考えていますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。</p> <p>(七) 回答時期について  これまでの経過などについて伺ったが、報道では、知事は1日も早く回答を出したいと発言されています。知事が回答を急ぐ理由は何でしょうか。</p> <p>3号機の取扱いについては、道民の不安が解消されずならず慎重に対処すべきであると考えております。  今、質問した緊急安全対策の疑問点、周辺4町村への意向、道民への情報提供について、さらに回答時期については知事のご意見をお聞きしたいと思いますので、委員長よろしくお願いを申し上げます。</p>	<p>道としては、本日のご議論を踏まえ、道の考え方を整理し、国にお伝えしていきたいと考えているところでございます。</p> <p>その過程において、安全協定を締結している4町村との間では、再稼働にあたって、協議をすることとしていた経緯から、営業運転への移行が再稼働にあたるかどうかについて、共通の認識に立つ必要があると考えており、道の考え方について4町村に確認していく考えでございます。</p> <p>(原子力安全対策担当局長)  道民への情報提供についてでございますが、今回の福島第一原発事故を受け、泊発電所の安全確保対策などについて、地域住民はもとより、広く道民の皆様方に積極的に情報を提供していくことが重要であると考えているところでございます。</p> <p>道としては、北電が行った事故発生後の泊発電所における緊急安全対策の内容とともに、道と地元4町村で実施をした立入調査の結果などにつぎまして、道のホームページに掲載をし、広く道民の皆様方に情報提供しているところであり、今後とも、必要な情報について速やかな提供に努めてまいる考えでございます。</p> <p>(危機管理監)  国への回答についてであります。既に泊3号機の最終検査については、原子力安全・保安院の検査に加え、その検査結果について原子力安全委員会での確認を終えているところであり、10日夜、経済産業大臣から知事に対し、「地元の判断は大切なので、それを待つ。できる限り早く集約していただきたい」旨の連絡があったところでございます。</p> <p>また、道としては、調整運転が長く続くことは望ましいものではないと考えているところでございます。</p>